

様式第3号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法第9条第7項の規定による届出書

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称  
代表者の役職 氏名 印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第7項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第1条の5第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出会社に関する事項

(ふりがな) 名 称			事務上の連絡先	担当部署	
				住 所	〒
住 所	〒	担 当 者			
		電話番号		— —	
設立年月日	年 月 日	決算の時期		月	
総資産等	総資産(A) (注1)	所有株式のうち国内の子会社(注2)の株式の帳簿価格(注3)(B)	子会社の株式の総資産に対する所有比率(注4) $(B / (A) \times 100)$	事業分野 (注5)	
	百万円	百万円	%		

(注) 1 総資産は、昭和28年公正取引委員会規則第1号第1条の2の規定による額を、百万円未満を切り捨てて記載すること。

2 子会社とは、法第9条第5項の規定により子会社として定義されているものをいう。

3 株式の帳簿価額には、合名会社、合資会社又は合同会社である子会社に対する出資金額を含めること。なお、百万円未満を切り捨てて記載すること。

4 子会社の株式の総資産に対する所有比率は、小数点以下2桁を四捨五入し、小数点以下1桁までを記載すること。

5 事業分野の分類は、日本標準産業分類の小分類（3桁分類）に準拠するものとする。また、事業分野については、提出会社の属する事業分野のうち、提出会社の定款上最も重要と考えられるものを記載すること。ただし、提出会社が、株式所有以外に事業を営んでいない場合若しくは定款上株式所有以外に事業を営むことを予定していない場合又は当該事業分野全体の最近1年間の売上額が6000億円以下である場合には、記載を要しない。

2 国内の子会社及び実質子会社に関する事項

□印のついた欄については、該当する□にレ印を付すること。

提出会社が合資会社を子会社又は実質子会社に有する場合には、当該会社については「議決権保有比率」を「出資比率」と読み替えることとする。

- (1) 子会社（提出会社の議決権保有比率（子会社が保有している分を含む。以下同じ。）が50%超である国内の会社）に関する事項（注1）

番号	子会社名 (注2)	総資産 (注3)	事業分野 (注4)	最近1年間の売上額 (注5)	備考 (注6)
		百万円		百万円	

(注) 1 連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条第4号に規定する連結子会社をいう。以下同じ。）以外の子会社であり、かつ、持分法適用会社（同条第8号に規定する持分法が適用される非連結子会社（同条第6号に規定する非連結子会社をいう。）及び関連会社（同条第7号に規定する関連会社をいう。）をいう。以下同じ。）以外の子会社については、記載を省略することができる。連結子会社又は持分法適用会社である子会社のみを記載した場合は、その旨を「4 その他参考となるべき事項」に記載すること。また、総資産が3000億円以下であり、かつ、次のいずれかに該当する子会社についても記載を省略することができる。

- ① 当該子会社の最近1年間の売上額が最も多い事業分野において、当該売上額が600億円未満である子会社
- ② 当該子会社が属する事業分野において、事業分野全体の最近1年間の売上額が6000億円以下である子会社

2 子会社の記載順は、総資産の大きい順とする。

3 総資産は、当該子会社の最終の決算日の時点のものを、百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし、当該子会社の総資産が3000億円以下である場合には、記載を要しない。

4 事業分野の分類は、日本標準産業分類の小分類（3桁分類）に準拠するものとする。また、事業分野については、当該子会社の属する事業分野のうち、当該子会社の最近1年間の売上額が最も多いもの（未営業の場合には、定款上最も重要と考えられるもの）を記載すること。た

だし、当該事業分野における当該子会社の最近1年間の売上額が600億円未満である場合又は当該事業分野全体の最近1年間の売上額が6000億円以下である場合には、記載を要しない。また、当該子会社の最近1年間の総売上額に占める当該事業分野における最近1年間の売上額の割合が25%未満である場合には、記載を要しない。

- 5 最近1年間の売上額は、記載する事業分野における売上額を、百万円未満を切り捨てて記載すること。
- 6 備考欄には、記載する事業分野において、当該子会社の全国における市場占拠率（シェア）が10%以上である場合又は10%以上であると推定される場合にレ印を付すること。当該推定に当たっては、政府が作成した統計の最近に公表された情報を用いることができる。

(2) 実質子会社（提出会社の議決権保有比率が25%超50%以下であり、かつ、提出会社の議決権保有比率が最も高い（他に同率の株主がいる場合を除く。）国内の会社）の有無（注1）

- 無 → 記載不要  
 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

番号	実質子会社名 (注2)	総資産 (注3)	総売上額 (注4)
		百万円	百万円

(注) 1 連結子会社以外の実質子会社であり、かつ、持分法適用会社以外の実質子会社については、記載を省略することができる。連結子会社又は持分法適用会社である実質子会社のみを記載した場合は、その旨を「4 その他参考となるべき事項」に記載すること。また、総資産が3000億円以下であり、かつ、総売上額が600億円未満である実質子会社についても記載を省略することができる。

- 2 実質子会社の記載順は、総資産の大きい順とする。
- 3 総資産については、(1)の注3と同様とする。
- 4 総売上額は、当該実質子会社の最終の決算日の時点のものを、百万円未満を切り捨てて記載すること。ただし、総売上額が600億円未満である場合には、記載を要しない。なお、未営業の場合は、その旨を記載すること。